

第14回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年8月28日(木) 午後1時30分
出席議員	委員長：武道修司 副委員長：宗裕 委員：工藤久司 委員：田原宗憲 委員：池亀豊 委員：吉元健人
事務局職員	局長：桑野智 係長：瀬戸美里
証人	前産業課長：古市照雄

午後1時30分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、こんにちは。どうもお疲れさまです。

ただいまより第14回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

まず最初に、今までの録音の関係で音量というか、マイクの入りが悪いところがかなりあります。今、それを調整してユーチュープなり、何らかの形で住民の人たちに報告しないといけないのかなというふうに思っていますが、本日からしっかりとマイクに声が残るようにしていただきたい。特にマイクを離すと音量が入らない、音が入らないことがありますので、なるべくマイクを近づけて話をしていただければなというふうに思います。

それと、本日の協議事項については証人喚問です。証人喚問が終了した後、また事務打合せをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは早速、協議事項に入ります。証人喚問です。証人の方にこちらのほうに来ていただこうにお願いをいたします。

〔証人 入室〕

○委員長（武道 修司君） 本日は証人喚問で、古市前産業課長に出席をしていただいております。古市前産業課長、大変お忙しい中、また本日もというか、2回目になりますけど、本日も出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

それでは早速、証人喚問に入りたいと思いますが、私のほうから何点か報告をいたします。

宣言した証人が虚偽の供述をした場合、民事訴訟に関する法律の規定の中で、虚偽事項の関係がありますんで、偽証罪の関係がありますんで、注意をして証言をお願いをしたいというふうに思います。

また、宣誓の拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で証言拒否をした場合は、同じく虚偽証言を行った偽証罪と同じような罰則があることを御注意いただければというふうに思います。

それでは、証人に宣誓をお願いしたいと思います。それでは、委員の皆さんと証人の方は御起立をお願いをいたします。宣誓をお読みください。

○前産業課長（古市 照雄君） 宣誓書。良心に従って、真実を述べ。

○委員長（武道 修司君） すみません。マイク。

○前産業課長（古市 照雄君） 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月28日、古市照雄。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございました。皆さん、御着席ください。

すみません。ちょっと待ってくださいね。書類を取りに行ってます。

すみません。お待たせしました。先ほど古市証人のほうから書いていただきました住所、生年

月日、職業、出席カードに書いていただきましたが、この内容に間違いはございませんか。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。間違いありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは、これで人定確認を終わりたいというふうに思います。

それでは、私のほうから代表して、まず質問をさせていただきたいと思います。

証人の方につきましては、マイクの入りが悪いことがありますんで、あれだったらマイクを持って、それからマイクを近づけて発言をしていただければと思います。

それと、発言をする前は挙手をして発言をしていただきたいと思いますんで、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、私のほうから、まず最初に、内部通報、公益通報なんですが、告発で、前回お聞きして、告発に対しての対処はほとんど何もやっていなかつたということは、前回お話をいただいたんですが、その内容についてもう少しお聞きしたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いをいたします。

前回職員のほうから内部通報、内部告発というか、外部ではないんで内部になりますんで、内部通報という形になるかと思います。その職員から、職員と業者との癒着があるんではないか、問題のある契約をしているのではないかとか、問題のある修理の手続をしているのではないかという通報があったというふうに、ある職員からの証言がありますが、前回はその通報した職員の職務態度、職場の状況、そういうことは確認をしたが、癒着については何も調査をしていないという回答でしたが、そのような内容で間違いがございませんか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。先ほど前回の、この1回目というか、前回、私が来たときにその話が出て、本当に令和4年度だったと思います。4年、5年ぐらいだったと思います。記憶の中で当時もお話をさせてもらいました。今回も事前通告というか、質問事項を頂いて、記憶というか、その話をずっと考えていたんですけども、実際には通報、話はあったのはありました。

その中で、本人が業者と何かこういったこと、癒着ではないんですけど、あるんじゃないかな、契約が不備ではないかとかという話は、多分あったと思いますけども、今委員長が言われたとおりあつたと思いますけど、その中で、それをもう一回、再度調べたりとか、ただそれに至るまでの契約については、事務上契約をしてきてますので、それに入札であつたり契約であつたりとかいうのはしていますんで、そこでそういった疑わしいことはないだろうということと、あと本人もいろいろ前回の職場とかという話も異動のときに聞いたりしておりましたので、コミュニケーションを取るのが必要だと思いまして、コミュニケーションを取るように努めていました。

いろいろ話をする中で、お互いがお互いに片っ方の思い込みの中で話をされるところもあるか

も分かりませんし、コミュニケーションの中で改善ができればと思って、コミュニケーションを取るようにしておりました。

結果として、今調査に入るかとか、どういった業者なり、契約書をもう一回、見直しをして、どういった対応して、これが適正かどうかといったところの作業はしておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。今、細かいというか、癒着に関しての調査はほとんどやっていないというような回答だったと思います。書類でチェックをしてきたということで、今、回答があったかと思いますんで、当時、そのような対応をされたのかなというふうに思います。

次に……

○前産業課長（古市 照雄君） 委員長、もう一個、いいですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 続き、ありますか。次の質問事項に行くんですか。

○委員長（武道 修司君） 次の質問に行きます。

○前産業課長（古市 照雄君） 委員長、すみません。もう一個。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） その中で当時、職場で上司の関係がある職員もいましたんで、その中でこういった話があるというか、どういったことなのかといったところの両方、双方の話を聞いて、これが私の判断、私的にはこれがすぐさま悪い、悪いというか、虚偽が、虚偽ちゅうか、嫌疑があるようなことではなく、コミュニケーションも絶対に必要なことだろうと思いまして、意思の疎通も必要だろうということで、そこで両方、双方のほうに、双方というか、職場の者にもコミュニケーションを取るようにということで話はいろいろしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。癒着に関しての調査というよりも、コミュニケーションを主体にということでされてきた、当時、されたということで回答いただいたというふうに思います。

次に、前回もお聞きしました散布車、液肥散布車、クローラー車の話です。この書類から行くと、令和4年10月19日ぐらいなのかなと思うんですけど、はっきり、いつ壊れたということが書いてないんで、書類上、19日に起案が上がっているんで、19日に壊れた。その前日ぐらいに壊れたということだろうと思うんですけど、書類上は。12月3日ぐらいに完了をされたのではなかったかなというふうに思います。

当時、古市証人が産業課長で、この修理の完了の検査をして、完了が終わったということで、

約17万円ぐらいの支払いをしているというふうになっています。その書類からいっても、10月19日から12月3日という間、古市証人も産業課長をずっとされているんで、この時期はどういう時期なのかということをちょっとと思い浮かべてもらいたいんですが、例えば4月、5月、6月、4月の終わりからになるんですか。大体稻の稻作の時期で、田植前に液肥散布が大変忙しい時期になろうかと思うんです。そこら辺は古市証人、散布車が忙しいか、忙しくないかちゅう状況は分かっていますか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。液肥の事業については、散布車含めてクローラーと、あとバキューム車使っていますし、農業の液肥ですので、普通作というか、稻作が中心になっていますんで、その時期というのは必然的に液肥の流し込みであったり、いろいろ供給がありますんで、年間通して忙しいのは忙しいです。忙しいです。本当に忙しいです。

ただ、その時期に特化して忙しいというのは、水、元肥であったり追肥であったりということですでの、今言わたった4月から6月であれば、ちょうど田植の時期と思いますんで、そこは通常忙しいから、年間スケジュールというよりも忙しいとは思っています。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。同じように、10月、11月、12月というのも麦の種まき前で、同じように元肥として液肥の散布をずっとされているんですよね。それも当然、今の稻作の説明と同じように、麦の時期も忙しいということは、当然御存じということでおろしいですか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。何に特化して、何がその当時忙しいかというよりも、例えばさっき言った米であったり麦であったり、何月から何月までが繁忙期になって、何月から何月まで閑散期というのは、スケジュールで私のほうは管理はしていませんし、ただ言えるのは、年間通して、先ほど言ったように農業に特化した液肥ですんで、いろんな分野で使っています。

なので、それを12月から、さっき言った10月から12月の間も忙しいかといったら、主には水稻のほうが主になってくる。米のほうが主になってくるんで、その忙しいスケジュールが私を、年間スケジュールを管理していたかといったら管理はしていないです。

ただ一般的に農業で散布する液肥ですんで、その段階では年間通して忙しいのは忙しいといったところで、これから暮れまでは麦で忙しいというよりも、麦もまいていますということで、何月から何月までが物すごく忙しいといったところのスケジュール管理とかはしてないです。

だから、年間通して現場でずっと動いていますんで、ということは一般的な話にはなるかと思いますけど。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。なぜ、今そのお話を聞いたかというとクローラー車、今、一番最初に言ったように、クローラー車が10月の終わりから12月3日ぐらいま

で、修理に取りかかっていたということになると、クローラー車が動いていないということになるんです。

稲のときもそうだし、麦のときもそうなんです。2台のクローラー車が1台動かないというのは大変なことになるんです。特に液肥の場合は、液肥のタンクの中にたくさんたまつて、特に年間で稲のときと麦のときにまくということで、ある程度液肥をつくっている。

それがもし液肥が出さなければ、タンクがいっぱいになって大変なことになるというのは、必然的に管理をしている、していないという話じゃなくて、必然的に分かる話だろうというふうに思ふんです。

その上で、10月から12月の間に、この液肥の散布車のクローラー車、コマツのクローラー車、ヤンマーのほうは動いているんですけど、コマツのほうが動いていなかつたという、その書類に印鑑を押しているわけです。

だから、そんな状況があり得ないだろうというふうに通常は思うと思うんですけど、なぜその書類に、そういうふうな書類に印鑑を押したのかを教えてください。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 今言われた、この前見させてもらった、履行確認のことだと思いますけども、確かに履行確認には、所属所管課長として履行の印鑑を押しております。

ただ、その時期でクローラーが何台、2台あって、1台が動かなくて、1台が修理を出した。これ当然、現場というか、散布するほうですので、いろんな修繕等があります。その中で、いつクローラーが悪くなつて、液肥の施設もそうですし、どこの施設も修繕があつたら、悪くなつたら修繕するというのが、これ第一鉄則になっていますので、そこについては必要であれば修繕はしていると思います。

当時の令和4年か5年、令和4年11月ということが書いていますけど、11月の中で履行確認で書類をチェックするのは、現場に行って書類確認をするというのは、前回も私のほう説明させてもらいましたけど、ほぼほぼ履行確認については書類の検査、書類のチェックだけをしておりますので、現場で行って何を確認したというのは、液肥だけではないんですけど、ほとんど大半については、履行確認等については、書類確認のほうでやっております。

なので、どうしても現場に行って、その時期がいつだったかといったところは、私の中で今どういう状況だったかというのは、記憶をしておりません。ただ、履行確認をして、書類検査をしたというのは事実ですし、それで履行を認定している、認めているといったことに変わりありません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すごく今、話がつじつまが合わない話をされている。もし、その履行確認を書類だけでするんであれば、もうそれだけの液肥をまいていないんですから、液肥のほう

の製造施設自体に液肥があふれ出て大変な状況になるというのは、当然、産業課長であれば理解はできるだろうと思うんです。だから、今言われた、それでその書類を見て印鑑だけ押したということがちょっと理解できない、我々とすれば、私とすれば。

それともう一つ、作業日報というのがあるんです。これ液肥の散布の書類です。これは当時、共立メンテナンスという会社から書類が上がって来て、その共立メンテナンスから産業課のほうでこの人の日報をつくって、その日報を当然課長も決裁しているんです。

先ほど言った10月の18か、19か、そこら辺で壊れたという書類のクローラーの修理なんですけど、実際的には、この日報の中には、10月11日に壊れている。その日1日で終わっているんです。なおかつ、現場の人たちに確認をしたら、その現場の人たちは自分たちで修理をしたと言っている。でも、請求書が来ているのはエス・ティ・産業で、実際その修理をしたのかしていないのか分からぬ書類の検査をして、印鑑を押しているという責任はあるんだろうと思う。

先ほど言ったように、液肥の状況がどういうふうな状況にあるのかということを、当然推察できる、推測できる状況にありながら、そのような書類に印鑑を押している、検査をしているということは、場合によっては、そういう状況が理解した上で印鑑を押しているんではないか。

こちらの日報のほうには、そのような印鑑を押しているんです。日報にも印鑑を押している。日報も中身も見ない。検査もただ単に来たから、中身も見なくて書類に印鑑を押したというふうなことなのか。通常の業務をまともにしていなくて、そういうふうな書類をつくっていって、架空の修理の印鑑を押したというふうなことでいいんですか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。先ほど言われた架空の書類に印鑑を押したという認識はありません。日報についても、当時、業務委託をしている会社から、共立メンテナンスから上がって来て、印鑑は、作業日報です。それが月ごとに多分上がって来ていたと思います。週ごとではなくて、月ごとだったと思うんですけど、そこもうろ覚えなんんですけど、そこに関してはタイムラグもありますし、そこで印鑑も確かに履行確認の、産業課では押しています。

先ほど言った履行確認の関係については、実際に、繰り返しになりますけど、現場に行って、何かあったときに現場に行って、現場の状況を確認したというよりも、それより後の履行確認であったり、要は業務が終わって検査をする際の書類に不備がないかというのを検査をしていますんで、その都度、その都度、現場に行ったというのはありませんし、そこについては言い訳ではないんですけども、検査自体が現場に行かなくてもできるということで認識をしておりましたので、書類確認のみをして確認をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今の説明でいくと、液肥があふれているかあふれていないか。そういうのも把握もしていない。液肥センターがどういうふうな業務で、今大変な状況になっているの

かというのも確認もしていない。

でも、10月の終わりから12月の頭に関して、1か月以上、クローラー車が動いてなかつたという書類に印鑑を押すということが、私たちはちょっと理解できないんです。

今説明があったところでいくと、業務をほとんど任せっきりで、自分は印鑑押しただけ、何も知らなかった。課長補佐が全てやったというふうに聞こえたんですけど、ということでいいんですか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。液肥の量とか散布のやつについては、常々担当というか、話をしております。ただ、液肥が満タンになれば散布があって、液肥を使って、通常であればタンクの中も通常どおりの業務になると思うんですけど、液肥はたまっているかというか、その状況は常々ではないんですけど、話の中ではしております。

あと液肥の分と、あと現場のほうも、実際にこれ毎回、現場、現場に行けばいいんでしょうけど、実際にそこで管理運転をしていますので、その中で職員も配置されていますので、私のほうで一回一回、ほかの管理もしております。管理している施設もありますので、その施設を含めて、全部が全部、毎回毎回行っているかといったら、行ってはないです。

ですので、報告受けて、報告受けた段階で話をして、いいよ。全部が全部、毎回行って現場確認をしたというのはしておりませんので、そこについては、先ほど言ったように、検査の要旨が上がってき、履行確認が上がってきた段階で、書類の確認をして、それで履行を認定しているという状況です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 修理が終わったから、印鑑を押したという今話をされているんですけど、そもそも、その書類が上がってくる以前のことを考えてもらいたいんです。

先ほど言ったように、10月19日に起案が上がっているんです、起案が。だから、その10月19日なのか、18日なのか分かりませんけど、故障したのが。でも、10月19日に起案が上がっているんです。実際は、作業日報でいくと10月11日、その日に終わった。でも、10月19日に起案が上がってき、その起案で動かない、散布ができない。緊急で予備品と交換して修理をしていいかという契約を結んでいます。その契約の中身の起案に印鑑も押しているんです。だから、修理を知らなかったということじゃないんです。修理をしているんです。起案もしているんです。印鑑を押しているんですから、起案が上がってき。

それから、最後の検査が12月3日になっているというところで、そこでまた書類が上がってきたから検査した。当然、起案が上がってき、その起案書を見て完了、全ての書類を見て確認したということで今言われているんであれば、1か月以上動いてなかつたということが理解できるんじゃないですかということなんです。

1か月以上動いていなかったということであれば、液肥センターの、ずっと常々液肥センターの液肥の数量を確認をしているというふうに言われていたのに、つじつまが合わない話になるとすることになるんではないかということをお聞きしているんですけど、今の説明で、書類をだから来たから、上がってきたから印鑑押した。その書類を見て印鑑押した。でも、もともと起案のときから印鑑押しているんですよ。

実際、これが修理がその前、10月11日に修理をしたということも日報で書いているんです。だから、それを我々が今書類を精査する中で、つじつまが合わないんで、今日、証人に来ていただいて、その中身を確認をしたいということをしているんですけど、今、証人の話を聞くと、もっと分からぬというか、そこら辺のところで分かる範囲で構わないんで、説明をお願いをしたいというふうに思います。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。先ほど言った日報なんんですけど、日報との整合性というのは当時も取っていません。日報は日報で上がって決裁をしていますし、何か物事が起きて、修繕とか何かがあったときに、日報と照らし合わせてするとか、検査確認のときに日報をもう一回再度確認をして、日報と照らし合わせてといったところについては、そういった作業はしておりませんでした。

あと、これも本当記憶というか、現場に行ってその当時の圧力ポンプといったものが、当時、どう壊れてどうなったかというのは、前回の書類見て、初めてこんなのがあったんかといった具合で、正直。その都度、現場には行っていませんでしたので、ただ一番最初に物事というか、起案があって、契約があって、実際現場があつてとかという、修繕があつて、終わって検査をするというのは一連の流れですので、その中でその都度、その都度、起案があつた日に、起案があつたというか、その書類を確認して、不備がなければ検査をしていたといったところは、実際にそういういた状況ですので、その都度、日報と照らし合わせて、そこの整合性というか、個々にあって、この日にちがこうなってこうなってといったところについては、今言われたものだけではなくて、全体的にそういういた書類で確認していたといったところですので、その都度、日報と照らし合わせて、現場と照らし合わせてといった作業についてはしておりませんでした。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 作業日報がまとめて来たから分からなかったとか、そういうのもあるんですけど、この履行確認調書の中には、当然、今一連でずっとその書類見ているんですけど、この中には起案書もあるんです。起案書もあるし、委託契約が10月11日に修理終わっているのに、委託契約の期間が11月16日から12月15日となっている。1か月後です。1か月後から修理の契約しているんです、実際は。壊れたのが10月19日、一番最初に起案上がったとしても、1か月近く後から契約の年月日になっている。委託契約になっている。

実際は12月3日、15日までの契約になっていますけど、その前に修理終わっているという、書類上になっているんですけど、個々の状況で、この状況で、この内容のこの書類はおかしいということは、普通は気づくだろうと思うんです。当然産業課長であれば、液肥の状況がどうだとかということを理解すれば、この書類自体がもうその段階でおかしいというふうに気づくのは、必然のことかなというふうに思うんですけど、そこら辺については、全然疑問には思わなかったですか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。今言われた、委員長が言われた、その書類についておかしいとは思わなかったといったところですけども、実際に今、私がその書類を今の段階で、その当時、令和4年のこと記憶の範疇で、もう記憶の中では全くないので、ただ、実際には書類がおかしくないか、おかしいかと言っていたところについては、そこをちゃんと決裁もしますし、決裁もしてるのは事実ですので、そこについてはそのとき書類の確認して、おかしくないということで認定というか、思ったので印鑑を押して決裁をしていると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） これ令和4年で、3年ほど前の話になります。記憶もはっきりしていないという分もあるかもしれません、この内容、この書類に関しては大きく2つの問題点がある。

1つは、実際に修理した日と違う日にちで1者見積り、1者見積り、緊急でやったんでしょうから、それいいんですけど、実際は、その業者が修理をしていない、現場の人たちが修理したというふうに、証人喚問の中でもそういうような発言をいただいているんで、まず一つは、架空請求ではないかという可能性が1つあるということが1つ。

それともう一つが、なぜこういうふうにずらしてこの書類をつくったかということが理解できないんで、公文書偽造の可能性もあるというところで、今、我々は調査しているというところなんで、ただ単にこれをどうこうしようとかいうんじやなくて、書類をチェックする中でそれが出てきておかしいところを、実際おかしいのか、おかしくないのか、我々は知りたいということで、今こうしているということでの今調査になっているということだけ御理解をしていただきたいというふうに思います。

この件については、私のほうからこれ幾ら聞いてもかみ合わないと思いますんで、この質問は終わりたいと思います。（発言する者あり）後からまたお願ひします。

委員の皆さんはまた後から、私の代表の質問が終わってからお願ひしたいと思います。あと2つ項目があります。

もう一つは、前回の証人喚問のときに、職員時代にエス・ティ・産業の繁永さんと飲食をしたことがあるというふうに回答いただきました。どういうふうな状況で飲食があったのか。我々は

なぜこれを聞くかというと、職員と業者というのは密接な関係にあってはいけないというのは、これは地方公務員法の中でもあったかと思います。

基本的には、職員たるものではないんですけど、そういうところで当然古市証人もそこら辺の理解というのは、当然あるかと思いますんで、その中で、前回飲食をしたことがあるというふうに御回答いただいたんで、どのような状況で業者の方と飲食をされたのかということが、お話ができる範囲があれば、説明をお願いをしたいというふうに思います。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。この件についても、私、全て、包み隠さずというか、正直に答えてますし、全体通しても、自分の分かる範囲で言っているつもりです。記憶の中でもありますけども。

先ほど、これも前回言われた第1回目というか、前回のときの話がありました、飲食はしています。ただ、これが毎回、毎週とか毎月ではなくて、自分の記憶の中では、質問事項によりますと、生涯学習課と産業課のときというのは、この中でも二、三回はした記憶はあります。程度だったと思います。

これについても自己負担というのもしていますし、私自身がお金を出してもらって連れていってもらったというのは全くありませんし、そこは記憶、いつ行った、どうのこうのというよりも、基本的にお金を出してもらっていくというのは、自分の中ではありませんので、そこについては自己負担の中で行った。二、三回は記憶をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。次の質問に入ります。

次の質問ですが、液肥製造施設、第1、第2というふうにありますけど、その液肥製造施設の運転委託業務の契約をエス・ティ・産業さんのはうで締結をして、今、業務をしています。

令和7年からの第2については、まだ今、書類の精査中ですから、まだ分からぬ部分はあるんですけど、令和5年、令和6年の第1の液肥施設の運転委託業務で、2者見積りで、業務というか、見積りで入札というか、2者での見積りで決まっていますというか、それで委託契約を結んでいます。

その2者というのが、エス・ティ・産業さんと太新工業株式会社という2者でされているという状況です。この2者が、先日、繁永証人の話でいくと、協力会社であるというふうに言われました。協力会社の2者を選定して見積りをするというのは、基本的にこれは、もう最初から談合してくださいよじゃないけど、協力会社で2者で見積り取るというのは、通常あり得ない処理だろうというふうに我々は思っているんですけど。

令和5年、令和6年の第1施設の2者での見積り入札をなぜ許可したのか、なぜそういうふうな状況で入札、見積り契約、見積りを出していただいて契約したのか、分かる範囲で教えてくだ

さい。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） まず、先ほど言われた協力会社ということですけども、私自身、この双方が協力会社ということは全く知りません。あと、至った経緯ですか。

○委員長（武道 修司君） 分からなきや分からないで構いません。

○前産業課長（古市 照雄君） この両者の会社の関係は、協力会社というのは知りません。  
以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。令和5年の契約については、初めての契約ですから、当然、証人もそうだし、担当の部署の人たちも知らなかつたという可能性はあるかと思います。

ただし、令和5年の状況を見ると、例えば、どちらかが契約を取つたら、どっちかがというか、太新工業さんが契約を取れば、その下請をほとんどエス・ティ・産業さんがされていた、下請を。令和5年の状況を見ると、協力関係にあるということは、大体推察ができる状況。Aという会社が元請になって、Bという会社が下請をするというのは、一般的に協力会社というふうになるんだろうと思うんです。

その状況の中で、令和6年も同じような契約をしている。2者での見積りで、ほかにも5者、6者あればいいんですけど、2者なんです。2者での見積り、協力会社での2者での見積りで、そのとき古市証人は、その契約の2者について疑問は感じなかつたですか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。2者の見積りに疑問がなかつたかという件ですけども、実際に当時、疑問があつたかどうかというのは、今のところ、今、この当時、あつたかという記憶はないです。

ただし、ただ2者見積りで、要は競争して安いほうが取れればいいということですので、そこは当時、見積りに上がってき、契約の段階で入札をする。その中で2者が協力関係にあつたということも全く知りませんし、そこで競争すれば、競争というか、安いほうが取ればいいといったところで考えたと思いますので、そこについて疑問は持つておりません。だったと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 令和6年の契約に関しては、1年ほど前の契約、1年半ですか、約1年と半年ぐらい前の契約です。そんなに昔の契約じゃないです。

今、安いほうであればという話をされたんですけど、これ協力会社で見積りをするということになると、当然どちらかが安いというふうになるんだろうと思うんです。でも、本当の競争ではないというふうになるんではないかということなんです。

全然違う会社で競争して安いほうというのが通常の入札です。見積りとかがあるだろうと思うんですが、協力会社で見積りをするとなると、安いほうでというのは、当然協力会社ですから、

片一方がしても、片一方が下請をするみたいな話になってくる可能性は強いんだろうと思うんです。

だから、そういうところに疑問を感じなかつたのか、当時産業課長として疑問を感じなかつたのか、どうなのかを再度お聞きしたいというふうに思います。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君）　古市です。そもそも協力会社であったということは全く私も知らないことですし、この協力会社であるかないかとかといったところは、私には全然、その当時も、今話があつて聞いている話ですから、当時、この2者が協力会社であったからといってといふことも全く知らない中でしていたので、していたというか、です。この2者についても、本当に見積りが、入札が結果、安かつたので決まったという事実で契約をしていると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君）　ありがとうございます。ということは、今古市証人の話からいければ、この2者を選んだのも、担当である下田課長補佐。この2者でそういう関係にあるにもかかわらず、そのような選考をしたという状況、令和5年度の状況を見て、また次の年もこの2者でしたというのは、全て下田課長補佐が主導して、下田課長補佐が全て伺いを上げてきたということによろしいですか。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君）　古市です。私からどの業者を使えといったところは全くないです。ただし、現場としては下田、今名前出てきました課長補佐がいろいろ考えて、ほかの業者はないかとか、いろいろ対応はしていたと思います。

この2者だけではなく、ほかにできる業者がないか、いろいろ探ったりとか、探したりとか、電話したりとか、いろいろ現場では本当にやっていました。なので、それをほかの業者はないか、ないという話は、当時、私もした記憶もあります。ほかに業者はないやかといったところは。ただ本人もいろいろ探していました。

私が電話して探すことはなかったんですけど、補佐のほうが電話して、できるやか。これはどうやかといったところはしていたと思いますので、その結果、できるところがないということで、この2者になった。これで上がって、上の決裁上げていったという経緯です。

必ずしも私のほうで2者で、その当時の補佐のほうで2者だけで行くといったところではなくて、恐らくその中では探した中でないので、できるところがないということで、2者になったといったところもあると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君）　だから今、2者になったんだろうということを今言われているんですけど。だから、結果的にどういう選考であろうと、この2者を選んだのは下田さんということでいいんですかということなんです。

だから、全て下田さんがこの契約、こういうような中身に関しては、下田さんが全てそういう内容を精査した上で、2者に選んでいったということでいいのかという確認をさせてもらっている状況です。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 今の質問というか、そうです。現場というか、起案者が起案をつくって、それで上がってきていったところですので、そういった流れにはなっております。  
以上です。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。取りあえず、私のほうからは以上で終わりたいと思います。委員の皆さんのはうから何か御質問あれば。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、申し訳ないけど、最初に質問させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、マイク、近くに寄って言ってください。

○副委員長（宗 裕君） トップバッターで、大変聞きにくいことですけど、これはやはりこの場で聞くべきことだと思うんで、覚悟を決めて聞きます。

今問題になっているエス・ティ・産業の繁永さんと、今の証人との関係を聞きます。もう皆さん周知のことなんで、3月をもって職員を退職されて、今政治団体を設立されて、後援会活動に日々励んでおられるというのは、もうどなたも知っていることだと思うんですよ。

それで、その後援会活動の中で、特に熱心に証人と一緒に取り組んでいるのが繁永さんであるというのも、これ私、友人からも直接聞いてますから、これも周知の事実ですから、今はエス・ティ・産業の繁永さんと特別親しい関係にあるのは否定できないと思うんですけど、よろしいですよね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） この件と今の件というのは、私が答える必要がある件でしょうか。

○委員長（武道 修司君） いや、それで答えられるんであれば答えてもらえばいいし、答えられなきや答えられないでいい。

○前産業課長（古市 照雄君） 答えられない理由として。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。実際に3月31日をもって役場を退職しました。今に至っております。その中で、今、誰とどうある、誰と付き合いがあるとかといったところは、この件とは全く関係ないと思います。今日、私が呼ばれているのは、当時現職だったときの特定業者との関係で呼ばれていると思いますので、今現在については、答えについては差し控えたほうがいいと思いますし、差し控える、答えることはできないです。という理由で回答します。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 前回に引き続き、御多忙の中、ありがとうございます。前回の点と今回の点、併せた内容で多々出てくるのが、課長職であって、職務多忙で、検査、本当はすればいいけど、せずに印鑑押した事実もあり、でも液肥の確認はしているという、ちょっと矛盾した点もあるんですけども、多忙を理由に、逆に課長職の職務が全うにできなかつたかなというのは、理由づけになるかならないかという判断は、古市さんの中でどうお思いですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 今、吉元委員から出た、多忙だから検査、検査ですよね。検査も含まれていると思います。まずは検査については、多忙だからということ、多忙も本当に多忙です。産業課というのは、ほかの課よりもかなり業務量も多いと思います。農林水産含めて係、商工もありますし、そんな中で私一人が多忙ではなくて、職員みんな多忙でした。その中でやっています。

検査については、現場に行っていないというのは、前回、第1回目のときからも言っていますけども、これについては検査の中身、検査の要綱であったりというのは、現場に行って検査をしなきゃいけないといったところにはなっていないです。

書類を確認して、書類を基に現場の人がチェックをして、検査員とか検査するほうが、履行確認するほうが、それでしていましたので、それで現場に行けば一番いいと思います。検査も行ったほうがよりいいかなと思いますけども、それは要綱というか、検査規程の中でも、書類確認といったことに定められておりますので、それに基づいてやってきてています。

あと全体的に、やはりその場、その場で全部が現場に行けばいい。私は仕事をほっぽらかしたことではなく、現場、現場というか、担当者も、現場というのは今、私が言う液肥ですけども、一緒の職場にある、机並べているのも現場っちゃ現場になると思います。おののが係であって、担当者であって、仕事をしていますので、その仕事については係がありますので、その中で係長を下に。

課長の仕事というのは、一個一個、事細かく、役場の職員、担当職員に現場に行ってこれせ、あれせということではなくて、職員が働きやすい環境をつくったりとか、マネジメントするといったところもあると思うので、ちょっとすみません。長くはなりますけども、私の課長の考え方は、職員と接する考え方、業務に関する考え方というのはそうでしたので、そういう対応を取らさせてもらっていました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 細かくありがとうございます。そこで1点、最終的な契約、金額等もあるんですけども、全体的な町の契約のトップは首長、町長にあるとは思うんですけども、

業務上に対しての権限が委託されている認識はありますか、各課長。（発言する者あり）町長が全て見ることは不可能なので、各課、各課にまとめて、まとめるのが課長の仕事だと思うんですけども、そういう認識は課長のときになりましたか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 各課、これ要綱の何かでも定められて、その中身について認識はありました。ただ、それが私の中でその認識と一般的な認識の差があるかも分かりませんけど、私の中では認識ありました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） そこを確認できれば、現場再度に、古市元課長の、僕は性格は多分、すごく慕っていた部分もあるので、どの議員よりも分かっているとは思うんですけども、すごい親身になって仕事に取り組んでいると思います。

ただ、やっぱり前回の証人喚問で来られたときと、先ほど武道委員長と古市証人との会話の中で、液肥で言えば、年間的なスケジュールは全く把握していないけれども、日々の液肥の量は確認しているとか、多分、全体のスケジュールが分からないと何も分かんないと思うんですよ。という不明な点があったので、ちょっと申しました。

質問に戻ります。多忙を理由にして、課長に責任があるかないかとかいうのは、僕もよく分からなかつたので、ちょっと調べてみました。法的根拠の中と行政運営上の観点で、何点か課長に聞きたいなと思いました。今さっき、最終責任が首長から預かっている部分があるので、各課におかれて、いろんな書類等の確認業務の最終責任者であるのは、課長が多いであるというのは御存じですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 決裁権者で決められておれば、それは課長であれば課長です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） では、先ほど武道委員がずっと言われている日にちの件です。起案が令和4年10月19日、記憶にないと言われても、最終的な印鑑、責任的な部分は課長にあるかなという認識はありますか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。先ほど、今吉元委員が言われた、責任があるかどうかというところですけども、実際に私がその当時、何回も繰り返しになりますけども、その中で決裁をして、それが今の段階で皆さんのはうが疑いがあるとかという話をされていますけど、その

当時、私は疑いがあるといったことは思っておりませんし、その中で決裁をしておりますので、今その書類を見ても、何が疑いがあるかといったところについては、書類だけでは決裁、書類で決裁しておりますので、そういう回答です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） では、記憶に基づかないで、これが古市証人じやない人の場合、端的に聞いて、そういう情報を自分が仕入れて、前課長職、何年ぐらいされて、6年、7年ぐらい、課長、やられてますよね。（「7年」と呼ぶ者あり）7年。7年やられた中の、自分の知識の中でこういう案件が出てきたときに、責任はどこに行くんですかねとお考えですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。責任の考え方というか、責任は誰に行くかといったことであれば、その当時、決裁権者である、これ役場の中、全体的に行政の中、決裁権者を決めてますので、決裁権者であれば、課長であり、副町長であり、町長である決裁権者の責任にはなると思いますけども、今の段階で、この責任が、実際に疑義なのか、疑義というか、それで責任という考え方ではなく、全体、一般的なもので何もかにも責任を持って仕事をしているというのは事実です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元証人。

○委員（13番 吉元 健人君） 職務多忙なことは。

○委員長（武道 修司君） すみません。証人と言ったね。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 吉元です。すみません。ちょっと今質問が飛んだんすけれども、何言おうとしたんかな。ちょっと違う話に行きますね。ちょっと飛んじゃいました。業務上の観点で、3点ぐらい上がっていた中の1点で、証人に聞きたいと思います。

なぜ課長が確認せず、多忙を理由にまかり通れないかという行政運用上の観点がありまして、早く言えば、不正や癒着の温床になることが多いということが基本にあるみたいなんですけれども、もちろん皆さん、暇な課とかはどこもないと思います、産業課に限らず。その中で職務されている中で、多忙なので分からなかった。最終的な責任は白か黒か、まだはっきりしないと分からぬというのも、ちょっと古市さんぽくないなと僕は思ったので、ちょっと聞いてみたいなと思ったので、多忙を理由に本当に、もう名前はさつきから出でますけど、液肥センターをほぼほぼ下田課長補佐に任せていたのか、いなかつたのか。それ簡単でいいです。お答えください。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。私、前回、第1回目のときもお話をしました。多忙を

理由に全くしなかったといったことではなく、多忙というのは、もう事実です。その中で業務をしております。

そして、全部、現場に下田、当時は液肥センターのほうで全部任せていたかというと、そこは一係というか、一職員がいますので、そのところで全部をまとめてしなさいということではなくて、運用・運転であったり、直営ですので、そんなところもしてもらっておりました。

相談事があれば、その相談にも乗っておりましたし、ただ、多忙だから何もしないといったことではなくて、ある程度現場サイドで係がありますので、現場職員いますので、その中でやつてもらったというのは事実です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 何度も続けてすみません。もう一点、古市証人と今、前からなんんですけど、すごい熱い方で、仕事もすごく真面目にやられる方で、本当にお世辞抜きで言っている部分なんですけれども、多分コミュニケーションとか、そういう職員に対しての距離感とか、その辺を物すごく大事にしている方だなというのは、以前から思っているところなんですけれども、逆にそういう管理的な部分、監督責任的な。

ところが、前回から、なぜか、何か正義感強い古市証人だと、自分の不徳の致すところでというのが出てこないのが僕、ちょっと不思議で、すごい不思議なんです。腑に落ちないというか。僕はまだまだ新人でなり立ての議員ですけども、なってすぐのときに、何でも相談にも行っていましたし、何でも協力的に教えてくれた方が、何かその辺、責任のことを聞かれると、何かなかなかいつもの古市照雄じゃないなというのが僕の気持ちです。

そこを踏まえて、結局、これ誰が責任取るとか取らないとかちゅうのは、多分みんながやっていけばならなかつたことが、実際調べてみると、業務をやっていないことは、請求かけられてお金を払っているという状況が、すごく明確にもなってきているのかな。これ以上、僕らもあくまでも調査の機関なんで、捜査できないので、これから先はどういうふうな内容で進んでいくのかは、今後になってくるんでしょうが、今後、今の運営自体で多忙等いろいろありますが、町の運営はやっていかなければいけない現状もあります。

このたった3年間の、たったと言ったら悪いですけども、たった3年間の随意契約を調べるに当たって、産業課のみならず、約15課のうち、会計課と税務課以外は、ほとんど随意契約を交わしたことのある、今の役場の状況なんですけれども、こういう課長時代に知らなかつたことも、今熱心に傍聴に来ていただいている古市さんだから、どういうふうな改善点を行えばいいかなという提案は逆にありますか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。私も実際、傍聴できる範囲は、来れる範囲は来ています。これ議会も含めてですけど、この委員会も来ていますけども、業務改善といったところで、私が今、役場の職員であれば、どうのこうのというのは、いろいろ改善が言えると思います。

ただ、私の立場上、言える立場ではないということと、ただ今回、百条委員会で委員長が最後にいつも言われている、今回については業務の改善、行政の見直しをするところが必要であれば見直しをするであったりとかっていうのは、毎回コメントされていると思います。

その中で見直して悪いというか、改善するところは改善すべきだと思いますし、物事を今までどおりやるといったところではなくて、何か、そのときに何を学ぶかといったものはすごく大切なものだと思いますので、今回、この委員会を通して、行政が何を学ぶかといったところはあると思います。具体的に何をこうするということではなくて、何を学ぶかというのはすごく重要なことだと思っております。これは行政だけではないことだと思いますけども。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私も古市さんの課長のときから知っているんですが、吉元議員が思うように、私も古市さんらしくないなというふうに正直感じています。

古市さんは課長のときに産業課長で、すばらしい課長というふうに私は認識しておりましたが、実際聞いてみたら、ただ印鑑をつくだけ。多忙と言っても、ほかの課の課長も忙しいですよ。産業課の液肥に関して、課長補佐が降格処分か何かになっている理由が、液肥の関係でなったのかなというふうに私は理解しておるんですが、ただなおさら課長の立場として、監視というのは多分、古市さんの性格では、私はしていたと思うんですよ。

その中で、クローラーの今問題になっている、令和4年10月11日、故障です。故障をしたときに、まず初めに課長に課長補佐が故障しましたよという報告は上がらないんですかね、その当日。それをまずお聞きしてよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。現場の、現場というか、施設管理において故障であったり、不具合であったりというのは、全部が全部、上がって来るか、こないかというのは分かりかねるところがあります。

ただし、その都度、大きなもの、小さなものもありますので、その中で軽微な修繕については、現場のほうで当時、起案とか書類で終わる場合もありますし、毎回毎回、全てにおいて、どうなった、こうなったという、それで予算がこうなるといったところは、全てが全て上がってきたかどうかというのはちょっと分かりません。

報告もその都度、その都度、あったときに、全てが報告、上がってきたかというのは、報告が

先なのか、書類が先なのか、書類が先というか、報告があつてのものなのか、報告なくして修繕が入つて書類が上がつてくるとか、そういったところの前後というのは、全部が全部、毎回、毎回、報告が上がつくるというのは、私も分かりかねるところがあります。報告するほうが報告するのか、報告しないのかというのはあると思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 液肥がまけんことなるんやから、報告は絶対聞いているはずです。

基本的、今の現状でクローラー車がして、10月11日ぐらいだったら一番、多分忙しい時期ですよ。

そのときにクローラーが止まつた報告を補佐もしていないというのは、ちょっと納得が正直できません。クローラー関係の修理・修繕なんですが、これを一番知つているのは誰ですか。誰と誰と誰というのを、人数をちょっと答えてもらえんですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。今言われた、田原委員が言われた報告に関しては、一般的に私が言つただけで、全てにおいて報告があるかと言つたら、報告も全部が全部上がつきてはいないですということで回答してもらいました。

今のクローラー、言われたクローラーについては、報告はあつたかどうかというのは、今考えてもその当時、あつたかどうかさえも記憶はないです、本当に。毎回、報告で止まつたり、修繕しなきやいけないことについては、報告上がつてきたと思います。上がつてきたと思いますけども、今そのときに報告して、どういった報告が上がつてきたというのは、本當ないです。

一番詳しい、クローラーに詳しい人というのは、クローラーに詳しい人、運転については職員はしておりませんので、散布する人が詳しいと思います。クローラー、バキュームもそうです。バキュームもそうですし、運転する人は昔から職員じゃなくて違う方がしていますので、そこについては詳しい、実際には稼働については運転している人、まいている人が機械については詳しいと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員、マイクをちゃんとつけて聞いてください。

○委員（4番 田原 宗憲君） 職員は課長補佐だけですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 職員は課長補佐というか、当時と今いる産業課の中で一番詳しいという話をすれば、課長補佐が詳しいです。今の、今というか、当時の現状であれば。そこにいる担当者も詳しいと思いますし、要は液肥センターに詰めている人、職員は詳しいと思います。詳しい順番についてはちょっと分かりませんけど、です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 今、古市さんが言われた、一番詳しい人たちの証人の証言をもらって、私たち、これを今聞いているんです。だから、両方、下田課長もエス・ティ・産業も証人喚問しましたが、証言、証人になってくれた方たちも、どちらかがうそをついている。

この問題になっているポンプ交換の写真にも、課長が一番詳しいという、運転している、クローラーのキャリーの運転している方たちが写真に写り込んでいるんですよ。分かりますか。その作業をしている方が、なぜか知らないけど、写真に写り込んでいる。しかし、請求は別なところから上がっている。だから、具体的に聞いているんですよ。

古市さんに言うたら、私は知らないという回答をしている。でも、ほかの証人というか、説明員のときに町長にお伺いしたんです。町長は、課長が決裁しているものに関しては課長の責任、私は知らないというふうに町長、答えて、町長、そういうふうに答えたんですよ。

ということは、課長が今言うように、課長は、私は知りませんって言ったら、誰に聞いたらええか分からんから、今古市さんに聞いた。誰に聞いたら一番詳しいですか。そしたら詳しい方たちは証人として発言をしてもらっています。

その内容に関して、また別な質問聞きますが、この百条委員会が始まってから築上町、町長でもいいです。エス・ティ・産業さんと古市さんと情報を共有していないですか。いろいろな百条委員会に対しても、書類を公開しないのかとかいうタイミングの書類も夕方ですよ、夕方。同じ5時半ぐらいに百条委員会に追及されたんです。だから、今聞きにくい。いろいろな証言の公開して、ユーチューブにも恐らく公開するでしょう。どちらかが虚偽の発言をしているということになっているんですよ。

古市さんも今、一番詳しい方は誰ですよというのを今認めたですよね。そうなっていても、私は知らないと言うんですか。流れ的に10月11日に実際故障して、起案が回ったのが11月ですか。

○委員長（武道 修司君） 10月19日。

○委員（4番 田原 宗憲君） 19日かね。それから工期は12月2日ぐらいやったですかね。

いろいろポンプ交換とかオーバーホールが、工期に関してもたくさんあるのに、契約した何日か後に検査をしたとか、ちょっと何かおかしいところが多々目立つので。だから、もし多忙で印鑑をつかんやったとかいうのは、理由づけにならんよ。多忙じゃなかったかも分からんし、今言っているだけであって。

先ほどの質問の中に、ほかに業者はいないのかという指示をしたと言うんですが、何でそのような指示をしたんですか。それは今の発言を、今発言をしなきゃいけないから、そういうふうに思い込んでいるんじゃないですか。その当時、そういうほかに業者はいないのかとかいうようなことを補佐に聞いたんですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） どちらから、取りあえず、多忙だから印鑑を押さなかったとか、多忙だからといったことではなく、先ほど言わされたように、決裁権者は誰なのかとなったときに、決裁権者は決められていますんで、課長であれば課長です。決裁権者って、課長って私です。当時の私、私が産業課長でしたので、その液肥の事業について、決裁権者が課長であれば課長ですし、履行確認のこの前のやつも、印鑑も押していますし、履行の確認もします。

あと、だから多忙だからというのは、私の多忙というのは、現場、現場に毎回行きますかと言ったら、それについては、「そういうこと聞いてないです」と呼ぶ者あり) 多忙だからどうのこうのじゃなくて、多忙は現実多忙です。ただ、多忙だから、それを理由に、私が全く知りませんということではないんですけど、ただそのときに、今、何年か前の話をされて、当時、覚えてますかと言ったら、もう事実、覚えてはないと、報告を受けたかと言ったら、報告を多分受けていると思うんですけど、そこについては、その都度、その都度、それが今記憶にあるかちゅうたら記憶にはないです。だから、です。

あと質問、何やったですか。

○委員長（武道 修司君） 2者以外にあるのかないのかという相談を。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。当時、いつ言ったかとかも全然覚えてないです、正直。覚えてないですけど、ほかに会社はないなんかという話は、そのときに言ったかどうかは覚えていませんけど、ほかに会社はないなんかという話はしています。下田参事、LINEでは。

それがいつの案件のときに、これについてはどうなかつていったことではなく、先ほども業務委託をするときに言いましたけど、それがそのときなのか、修繕のときなのか、それは覚えていません。ただ、ほかには取扱業者、できる業者ないやかつて、ないっていう話はしています。

以上です。（「共有の件」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。共有ということで、もう全てが全て共有つていったことはしていないです。ただし、この委員会に呼ばれたときに呼ばれて、話も呼ばれたよっていう話はしたのも事実です。ただ、行きますよっていう話もします。

ただ、それが、私、当時、この書類が来たときに、何までの制限があるかとか、誰がいいのか、悪いのかつていったところは、この書類、この参加要請の書類がどこまでの制限があるかまでは知り得なかつたので、非公開でっていう話はします。（「どこで」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） どこでということではなく、そこはどこでっていうのはちょっともう。（「共有を」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 田原委員、質問を整理して質問してもらいたいのと、質問するとき、しゃべるときはマイク、挙手をしてマイク。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分かりました。ちょっと具体的に聞きましょう。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 町長とエス・ティ・産業と古市さんで、町長室で情報を共有していないですかということを回答お願いします。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 共有まではしてないです。町長室で全てにおいて、共有までは全部が全部、1から10まではしてないです。（発言する者あり）行きました。（発言する者あり）いや、回数は、行ったのは、委員長。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 回数を私は覚えているのは、この前、行ったのは確かに行きました。相談というか、話がありましたので行きました。  
以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。ほかの業者を、もう名前、さっきから何回も出しているんで、下田課長補佐に探させていた。もうしっかりやっていましたというふうに先ほど古市証人は申されましたか、結果的にはどうだったんですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。結果を聞いた、探させた業者はほかにないやかというのは、確かに業者ないかの確認は本人にもしました。

その結果、なかなかないということと、あと報告を受けたのは、現場に来たけどできんやったとか、そういったところも、できんて、この施設であったり、修繕はできんとかっていったところは、電話連絡であったり、現場に来てもらったかも分かりませんけど、それでなかなかないというのは聞いています。

○委員長（武道 修司君） 古市証人、多分、今の質問は、液肥センターの施設の運転業務委託の2者の見積りで、ほかにというところが、さっきから話が出ているのは、修理も含めての2者に聞こえているんじゃないかなと思うんですけど、液肥センター、液肥の製造施設の委託業務が2者で、ほかになかったのかどうなのかというところなんんですけど。

古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。報告を受けているのは、いつ報告を受けたかは覚えていませんけど、当時、どこの業者か分かりませんけど、できますかという話をしたというのは聞

いています。できませんという話を、要はそこの会社ではできないという話はしています。これが1か2かは覚えていませんけど、第1か第2かは覚えていませんけど、その話は違う業者というか、ほかのところに聞いて、できませんといった回答をもらったというのは聞いています。  
以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すごい失礼な言い方をすると、基本、結果なんです。言うだけだと僕でも言えるし、全然他人からも言えると思うんですけども、そこも僕は課長の職務だと思っていて、やっぱりその課を全て任せられているので多忙でしょう、みんな、皆さん、産業課に限らず。特に産業課が多忙なのかもしれません、やっぱり課長、課長の最終的な責任者であることという自覚がすごい欠落しているんじゃないかなと、僕は今回ずっと思っていて。

もう4月で退職、3月いっぱい退職されているので、この質問はちょっと違うかと思いますので、ちょっと違う内容で聞きます。

この日がどうだった、この日は覚えています、覚えていませんって、やっぱり人の頭なんで明確じゃないと思いますし、そのために書類があると思います。書類を見た上で確認しているのですが、記憶が定かではないのに、えらい長いんです、古市さんの説明というか、回答が。知らないなら知らないでいいと思いますし、何か、すみません、質問がまとまっていないので。こういう管理職の方が多忙な責任逃れのような今、形に聞こえている、僕は。逃れのような状態は、やっぱり組織全体の統制の崩壊に当たると思うんです。町民の信頼ももちろん失うと思うんですけども、そういう認識はありますか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。今言われた責任逃れをしているということは、全く思い合いません。ただ本当に、話も長くなるかも分かりませんし、覚えていないところについては、記憶がないところについてはそうです。たしかこうだったという話をさせてもらっていますので、それだから私が責任を逃れようとか、責任逃れのために答弁しているということはないです。

○委員（13番 吉元 健人君） 最後に。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。最後に、今ずっと聞かれているコマツのクローラーポンプの起案が上がったのが10月19日の最終の印鑑で、決裁責任者がこれは副町長になっています。副町長に責任があるということでいいんですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。（「分からと言われるんで、聞く人が上、副町長しかいないんで」と呼ぶ者あり）古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 役場の制度上というか、決裁の制度上、決裁権者というのが一番

最初で決めますんで、そうなると思います。

○委員長（武道 修司君） 古市証人、大変申し訳ございません。時間がかなり長くなっていますが、よろしいですか。すみません。御迷惑かけます。トイレ休憩、いいですか。もしトイレ休憩がある場合は言ってください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 先ほど田原委員の質問で、壊れたときに報告があるのかどうかという質問の答で、古市さんは報告があつたりなかつたりするというような説明をされて、そのときに報告なくして、修繕が終わってから書類が上がってくるものがあるって発言されたんです。つまり修理は先に終わっている。書類は後から上がってくるものがあるって発言されたんですが、それはどういったことか、もう少し詳しく教えてください。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。今報告の関係でしゃべったので、言葉が前後になつたかも分かりませんけど、そこについては深い意味は、深い意味というか、あえて兼ねてその言葉を使ったといったことではなく、報告があるかないかの話をしましたんで、それについて言葉尻、言葉遣いが私の適切でなかったかも分かりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 実は大変びっくりなことなんですが、上下水道課や清掃センター——あそこは住民生活課ですかね——生活課の担当者からは、先に工事は終わっていて、後から書類作ったと、そういう発言、明確な発言があったんです、それはありますと。

ですから、私は液肥センターでも書類上、もう我々はあったと思っていますから。書類上、どう見ても、先ほどから皆さんのが追及されている日付ですよ、先に工事終わっているんですから、日報見ても。

担当課長としては、先に工事が終わっているのに後から書類を作った事例は、全く認識はない、把握していないってことですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。先ほど言った緊急な案件、緊急で現場が先に行って修繕して、後から書類ができてきたというのはあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） まさに、そこなんです。ほかの課の方も同じように言う。ところが、書類を見ると、先に修繕や工事が終わっているとは一言も書いていなくて、あたかも起案書ができるから見積書をわざわざ取って、見積り入札をして契約をしてという流れになっていて、書類上からは全く読み取れないんですよ。

産業課も同じような、緊急って理由はあるかもしれませんけど、先に工事が終わっていても、

起案書や決裁書等の書類からはそういうことは全く読み取れない書類になっているということですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。前回の第1回目のときにもちょっとお話ししたかと思いますけど、現場、要は緊急なものがあって、書類が後でできるというのは、産業課としてもあります。

ただ、私が前回言つて、これで当時、先に先行して起案で物事をしますといったところがあればよかったですかなといったところを言つたら、多分、たしか宗委員のほうが何かちょっとコメントされたなと思って記憶しているんですけど、実際には産業課としても、現場、緊急度合いがあって、先に修繕が先行してというのはあります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、書類が信用できない。日付も含めて、書類が信用できないってことになると思うんですが、それ、厳しく取ると、虚偽公文書を作成しているというふうに我々は認識しているんですけど。書類は必ずしも信用できないという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。虚偽公文書偽造を意識して作ってはいないです。

ただし、実際に虚偽公文書偽造をやろうということで、したという認識はないです。ただ、それを整理していくと、やっぱり先に修繕があって、後づけで起案が作られましたというのももう事実です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の証言は、産業課においても、先に工事や修繕が終わって、後から書類を作ることが日常的に常態化していたということでよろしいですね。数は多くないかもしれませんけど、かなりの数。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 数の把握まではしておりませんけど、これでいつも出てくる緊急案件については、もう施設が止まったりとかもろもろがあるので、そういう案件については先行して修繕をするとかそういうことは、数はちょっと分かりませんけど、あります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、明確にお答えいただいたんで、そういうケースの場合は、これは先に修繕あるいは工事は完了しているって報告は課長まで届いているってことですよね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 報告が届くというよりも、先に現場のほうで連絡が入りまして報告、大きな案件ですよね。小さなものについてはちょっと分かりません、その都度あっていいるとは思いますけど。報告が、何が壊れた、止まったといったところで、早くしなきやいけないといったところで報告あって、じゃあ、それ、取りかかって、（聴取不能）、ああ、じゃあ、そうしようという判断はしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 何か明確にお答えいただけないんで、私のほうから今のお答えはこういうことだろうと整理させていただくんですが。

それは、例えば液肥センターだと担当の下田参事がいらっしゃって、日常的、通常な業務は一々報告せずに、うまく行っていますってことで任せているのは当然だと思うんですが、重大なことが起きたりトラブルが起きたりすれば、ちゃんと課長に報告があって相談している、今、そういう答弁ですよね。つまり、機械が止まった、緊急だから、これは書類はまだ上げていないけれども、先に業者に依頼して工事をするよとかいうような報告は重大なものに関してはあったという、今、説明ですよね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。重大というか、緊急度合いが、緊急で止まつたりとかする場合については報告受けて、ものによっては、じゃあ、先に、どういった状況であって、現場に私が行くことはなかったんですけど、報告あって、それで先に取り組むということではあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 我々が問題にしているクローラーの圧力ポンプの交換、これがまさにそのケースだったろうと我々は思っているわけです。これは作業日報でも10月の11日に圧力ポンプ交換って明確に書いてあって、1日で工事が終わっているってことで。起案書は、皆さん何遍も言うとおりに、それから遅れること1週間以上の11——ごめんなさい。10月の11日に交換が終わっていて、起案書は10月の19日に起案が上がっているんです。しかも、これ課長決裁ですけれども、金額はそこそこありますから、随意契約にする理由書だとか、細かい項目が出ている設計書だとか、かなり書類いっぱいあるんです。ですから、これが軽微なもの、報告がないもの、重大じゃないものとは当然思えませんから、この契約に関しては、記憶はないとおっしゃいましたけど、日報とこの起案書の日付が合わないこと、また今言った一連の答弁からは、古市さんが覚えていないだけで、これも先に工事は終わっていたけど、後から書類を作ったものだというふうに強く推定されるんですけど、何か異論はありますか？

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。案件ごと覚えては本当にいないので、この1案件、これについてはどういう流れでしたかといったところまでは私のほうは覚えてはいません。

ただ、先ほど言った何か緊急というか、何か修繕をしなきやいけないとか取組をしなきやいけないといったときに、連絡があって、連絡がないやつもあるかと思います。その都度、全てが全てあるかも分かりませんけど、あったときについては、私のほうはどういったことで止まっただのどうなったといったところについて、早うせにやいけん、じゃあ、してくれということで話をしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 何か明確に答弁いただけないんですけど。

だとすると、緊急で現場が止まって、業者に仕事を発注していなきやいけないような、緊急の場合で、課長にも報告が上がらずに、現場段階で勝手に業者に依頼して直してもらうということも多々あり得るということですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 小さなものから大きなものまでは、多分、修繕の中にもあると思います。小さなものについては、全てが全て報告があったかどうかというのは本人でないと分からぬので。ただ、小さな場合については、報告があったかどうかというのは、全てが報告をしていたかどうかというのは現場でやっている職員でないと分からぬと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 例えば10万円以下の軽微な修繕であればおっしゃるとおりかもしれないけれど、こうやって起案書まで作って、随意契約の理由書まで作って、一者見積りにして、工事写真も膨大についていて、しかも課長自身が検査員で検査しなきやいけないような案件でもそういうことがあり得るのかと聞いているんですが。一般論ではありません。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 実際に、今言った案件については、今、クローラーの話、圧力ポンプ交換といったところであれば、実際に書類がいつできて流れがどうなのかといったところは、まず、繰り返しになりますけど、その記憶は全くその当時もないです。

ただ、状況によって、報告があって、先にしなきやいけないといったことであれば、した可能性はあるかと思います。そこについてはちょっと分かりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、証人は、状況によっては先に報告があつてしなければいけないことはあったかもしれないとおっしゃったんで、これは、書類はまだ後から作ったかもしれない

けど、先に報告はあったって今おっしゃったんじゃないんですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。修繕とか、要は物が壊れた件に関しては、今、クローラーのこの話だけではなくて、全体的にそういういたケースもあると、修繕を先にしなきやいけないという。だから、それは現場としてはあります。

ただ、今回の件が先に行ったのかどうなのかというのは、ちょっと私は（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もう一つ聞かせて。

では、最低ランクでも決裁権は課長にしかないんです。係長や課長補佐にはないですから。証人は課長時代、決裁権者として、決裁権者である自分にも報告が上がらないのに、先に発注してしまって工事が完了していることを容認していたってことですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。さっき言った随契の中の10万円未満のやつというのは、その都度いろいろあると思います。ただ、契約まで行ったりとか、契約案件であったりとかというものについては、10万円以上のものについてとかというのは、その都度、報告はあってると思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、明確な答弁が出ました。確かに10万円以下は、契約書がなくて請求書だけのものが多数あるんでチェックできなかつたかもしれません、今問題にしているのは、全て見積り合わせもあるし、正式に見積り依頼をして、見積書開封して、見積り合わせもあるし契約書もあるんです。契約書がある分に関しては、その辺はきちんと報告を受けて把握しているという答弁でしたから、そういうことでよろしいんですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 一件一件の報告までは覚えていません。これは本当に覚えていないので。ただ、報告はあっているとは思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。時間の関係ありますんで、整理して、質問お願ひいたします。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 古市証人とは本当に古い付き合いで、ちょっと本当に残念な部分、それは委員長から最初にあった公益通報の件です。一職員が、古市課長に癒着があるんではないかというような打診をする。その中で、先ほどの答弁ですと、調査もしていない、癒着はないだろう、契約書的には問題がないということでそのまま見過ごしています。

その職員は、現在どうしていますか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。これ、私も今、話をする中で、そこまで踏み込んだ話はしていないです。

というのが、その職員も、やはり踏み込んだ話というのが、過去というか、仕事に対する対応とか含めて、じゃあ、全てが全てその職員がちゃんとやってもらっていたかといったところもあります。そういうところについては、私もちょっとそこまで話をすると悪いと思っていましたので、そこまで話をしていないです。ですので……。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） もう、いい。

○前産業課長（古市 照雄君） そこまでしなかった理由というのが、やっぱり職員の業務対応、態度であったりとか業務内容であったりというのが出るというのもあんまりどうなのかなというのもありましたので、今、その話をさせてもらいました。（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） この職員は仕事をしていないんです。仕事をしていないというか、できなかつたんですね。令和4年に、この彼の起案が一つもないんです。再任用だった竹本さん——名前を出してしまいましたけど——竹本さんが起案を上げている。しかし、竹本さんは、これ、起案を上げたことはないと。

本来であれば、課長の立場からいうと——名前、出してもいいよね。出していいって言いよつたからね——米谷君は、それで関わりたくなかつたって証言をしてくれています。ですから、彼の勤務態度が云々であれば、仕事ができていなかつたってんであれば、課長はそこはしっかりと指導しなければいけないんですよ。仕事ができないから、仕事が面倒くさいから、起案もさせなくて、その彼はもうそれに関わりたくないからということで、今、休職していますよね。言えば、精神的に病んでいるような感じでした。

本当にそこは、古市証人——て言い方も何か私は言いづらいんやけども——本当に悲しいよ。1人の職員が何ぼ仕事ができないからなんだからたらといつても、その1人の職員がそうやって、もう職員との——もうじき来年の3月で、たしか、もう休職も解けてしまうんです。でも、今の状態では、彼、戻れないと思う。何でかといったら、これ、改善されていないから。

癒着という言葉は、彼の表現であるかもしれない。でも、我々もいろいろ調査をしてくる中で、多々そういうところもあるんではないかと、それを改善せにやいかんってことで、最初に委員長が言うように、改善するべくして皆さんに今日聞いているという流れなんで。でも、その一番、元になっているこの内部告発、公益通報をしているにもかかわらず、彼の勤務態度がどうだこうだとかいってそれを調査もしないというのは古市証人らしくない。誰かをかばっているとしか思

えない部分あるわけですよ。それについてどう思いますか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 誰かをかばっているってことは全くないです。

今、名前が出たので、名前を言ってもいいということです。

○委員長（武道 修司君） はい。

○前産業課長（古市 照雄君） 当時、まず米谷君のほうから話をすると、私もこの前、前回の第1回目のときに話があったので、何となくずっともう記憶というか、いきなり話が出たので、全てが全て説明ができたかどうかというのは。なので、ずっとちょっとと考えていました。

実際、時系列には全くないんですけど、ただ、本人も職場でかなり、上司である、上司も含めて、さっき名前出た下田、あと竹本さんとも、いろいろトラブルではないんですけど話の行き違いであったりどうのこうのコミュニケーションが全く取れていない状況でした。全く取れていないので、その前の、取れていなかったので、私的にはまずはコミュニケーションを取ってもらわないと仕事がうまくいかなかつたのでと思っていましたし、液肥センター自体がかなりずさんな運転をしていたと思います。第1はですね。かなり汚れていましたし、その管理もかなりよくはなかつたので、結果として、後ほど、後で清掃も入れたぐらいで、ちゃんときれいにしてくれということであってもなかなかできなかつたのもあります。

これが、じゃあ、本人に対して相談があったからしなかつたということではなくて、まずはコミュニケーションを取るほうから先行していったほうがいいのかなと思って私は先行させてもらっています。コミュニケーションを取るように心がけました。

あともう一つ、竹本さんについても、実際、起案の話が今出ましたので、起案については、本人、これも第1回目のときに話が出たんですけど、その当時、第1回目のときに出たので、全くどういう順番、どうやったんかなというの、あったので、後でまた考え直したら、竹本さんが全然起案を見ていませんというのまではまづないと思います。前回、起案を見ていらないとかという話もあったので——その話はしていいんですか。（発言する者あり）

見ていないというのは、ずっと考えていて……。（発言する者あり）考えていて、当時、何か役場に来て……。（発言する者あり）委員長。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 今言った竹本さんが起案をしていない理由ですけど、起案をしていないという理由は、起案をさせていなかつたことではなかつたです。本人に起案をするなどということではなくて、当時担当でしたので、起案をしてくれという話というか、担当者が起案をするものというのがあったので、そこで起案をしなくなつた理由というのが、竹本さんが起案を作らなくなつたのか、ただ竹本さんは……。（発言する者あり）（「だって、竹本さん、起案して

いるじやん」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

○委員長(武道 修司君) 古市証人、ちょっと整理して発言をしてください。

竹本さんは起案をたくさんしているけど、実際は、自分は印鑑押した記憶がないという。全てが全てじゃないんですけどね。ほとんどのね。印鑑押したことないということを前回に聞いたら、それは知りませんでしたということが前回の回答やったんですよね。

今回、今、その件について、竹本さんが起案をしていたというような、今、発言を(聴取不能)かかったんで、ちょっとそこのところ、整理して説明してください。古市証人。

○前産業課長(古市 照雄君) すいません。竹本さんが起案をしたというか、印鑑ですよね。印鑑を押していない。竹本さん自体は、液肥センターにいたんで、下田補佐参事と竹本さんがいたので、起案を全く見ていないとかという話をこの前したと思います。されたと思います、ここで。(「全くというか、ほとんどですね」と呼ぶ者あり) ほとんどですね。ただ、それを見ていないとといったことはないと思います。

というのが、決裁箱とかに起案とかが入るので、それを持って、要は現場で、液肥センターに帰ったら起案を絶対見ると思うんで、見ていないといったところ、印鑑も押していない、分からぬといつたところはないと思います。(「もうちょっと分かりやすく」と呼ぶ者あり)

○委員長(武道 修司君) 吉元委員。

○委員(13番 吉元 健人君) すいません。竹本さんは作業日報等も書いているんですね、毎日。2日に1遍、ためることもある、すまんという、正直に——いつかな。何日か前に確認しに行きました、日報持って。

そのときに、この前の証人喚問か、下田課長補佐の証人喚問かで、下田課長補佐ばかりすると目立つので——これは本当に古市前課長が言ったのか分からないんですけども——古市さんからそういう指示があったので、印鑑のほうを押させてもらう、起案を僕が上げさせてもらうというやり取りがどちらかの証言であっていると思うので、今後、ユーチューブが出たときに確認すればどっちか言っているかは分かるとは思うんですけども、そういう指示はありましたか。

○委員長(武道 修司君) 古市証人。

○前産業課長(古市 照雄君) 目立つのでといったことで言ったかどうかは分かりませんけど、覚えていませんけど、ただ、業務的に、竹本さんが担当者ですので、起案者が作るというのは当然だと思いますので。

○委員長(武道 修司君) 吉元委員。

○委員(13番 吉元 健人君) すいません。納得しなかったんで、もう一回聞きます。

であれば、竹本さんは全部知っていると思います。知っていたとしましょう。いろんな書類の中に絶対に確認しなきやいけない書類がいっぱいあるんですけども、開封と一緒にしなきやい

けない作業もほとんど一緒にやっていないというふうな事実をこの前述べられているんですけども、そういう部分の管理体制は課長は全く気づいていないんですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。書類の開封は、こちらで私が開封していたわけではありません。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう最後、ごめんなさい。

ということは、これもやっぱり担当の責任だというふうな捉え方でいいんですかね。

僕が思うのは、それをさせていたのも課長だと僕は思っているんですよ。そのための管理職の課長だと思うんですよね。なぜ、そこでけつを拭く言葉が出ないのか、僕、不思議でたまらなくて、一回も。もともと古市照雄はそんなんじゃないと僕は思っているので、何回も手を差し伸べて聞いているんですけど、全部突き落とすんですよ、そうやって。何なんかなと思って。もう答弁要らないです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 古市さん、竹本さんは印鑑をついているから起案を見ていますということを、今、古市さんおっしゃったんですが、古市さんも印鑑押しているんですよ。人のことは言えて、自分のことは多忙でとか、竹本さんは印鑑ついているから知っていますって今おっしゃったんよ。けど、課長も印鑑ついているんです、その書類に。ということは、古市さんも知っているんですよ。よく聞きよったら、ああ、古市さん、自分のこと分かっていないなちゅうふうに思ったんですが。回答はいいです。

○委員長（武道 修司君） ちょっと整理して質問してください。あくまでもこれ、気持ちを訴えるところじゃないんで。あくまでも調査に対しての質問で、質問をお願いしたいと思います。

（発言する者あり） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 古市証人、公益通報のさっきの米谷君の件です。彼の業務内容、業務態度、課長からいうと少し劣っていた、あまり仕事ができなかつたって表現が適當かどうか分かりませんが。

彼から、いろいろ資料もらっているんです。それを見ると、彼が清掃云々ではなくて、業者さんの仕事ぶりがあまりにも雑でという、よくそういう表現で。これは、彼ではなくて、業者なんですよ。だから、そういう報告を課長が誰から受けたのかなと思った。例えば、当時参事だった下田さんかもしれないし、ひょっとすれば業者の方かもしれないんですけど、その彼の仕事ぶりの云々ってのは課長が見てもいろいろ目に余るところはあったかもしれないけども、彼の

勤務態度ってのは直接見ていないわけだから、それは誰から報告を受けて、そういう評価になつたのかをお聞かせください。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。現場のほうで、下田、竹本さんがいましたので、勤務態度というか、それを含めて、要は、事務所であったり液肥センターであったりという清掃活動も含めて、「言うけどしてくれない」とか「なかなかできていない」といったところは報告は受けていると思います。

私も、受けて、コミュニケーションは取らにやいけんということで、米谷君とも何回かは行って現場で話をしました。それは覚えています。内容についてどこまで話をしたかというのはちょっと覚えていないんですけど。行って、コミュニケーション取ろうと思って、その話をしたのは覚えています。ちょっといつかは覚えていないんですけど。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 結果的に彼が通報して、課長に相談をして、今、内部的にこういうことが起こっているんじゃないかということに関しては、彼の勤務態度云々とか、課長補佐参考事、当時の下田君とか竹本さんから受けたことで、それは米谷君の証言が違うんだって形で判断したわけですよね。調査もしていないし。しかし、結果的に彼は、そういう職場で働きたくないし、私はそういう事件に巻き込まれたくないでのってことで、今、休職をしている。

ですから、コミュニケーションというけど、そこは當時課長として、彼をやはりきっちと指導できなかった、きっちとそこを引き上げてやれんやったってのは、非常に悲しくて。彼は今、独り、病んでいるんじゃないやろうかなって想像するんですよ、いまだに。

ですから、そこはきっちと、課長補佐だけじゃなくて、実際現場で見て、本当にそういうことがあったのかということは、書類も含めて、勤務態度も含めてるべきだったと、私は、今、聞くだけでこういう表現していますけど。

ですから、そのあたりをそういう認識が非常に私は甘かったなという指摘をさせていただきます。

○委員長（武道 修司君） いいですか、答えは。調査ですので、質問でお願いいたします。

すいません。時間が2時間たちました。ちょっとある程度整理をしてしないと、証人もかなり疲労がたまってくると思いますんで。

証人、もう少しだけ時間よろしいですか。すいません。

ちょっと2時間たちますんで、ここで一旦休憩をしましょう。（発言する者あり）

池亀さんの質問だけ、ちょっとだけ。証人、いいですか。

○前産業課長（古市 照雄君） はい。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） さっきから聞いていまして、関わりたくなかったという、工藤委員が先ほどおっしゃっていて。私はJRで働いていたんですけど、仕事で関わりたくなかったとかそんなことを築上町の役場は言えるんですか。

○委員長（武道 修司君） 古市君が言うんやないで、それは米谷君。

○委員（14番 池亀 豊君） 築上町の役場は、そういうことを言える職場なんですかって言っているんです。（「質問だから、答えてもらいましょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 答えられる。古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。関わりたくなかった……。（「言うてないんで、分からんやった」「米谷君が言ったんですよ。だから、職員が」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 職員がそういうことを言える職場なのかということを聞いてい るんです。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） すいません。ちょっとここで一旦休憩といたします。  
すいません。10分休憩いたします。再開は3時45分からといたします。

午後3時34分休憩

.....  
午後3時43分再開

○委員長（武道 修司君） 古市証人、大変申し訳ございません、時間がかなり長くなって。あと 10分程度で終われるようにしたいと思います。

大変申し訳ございません。質問は簡潔に、また回答も簡潔にお願いいたします。もうとにかく 質問も長いし、回答もちょっと長いんで、時間がかなり押している状況があるんじゃないかなとい うふうに思いますんで、よろしくお願いをいたします。

それでは、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは今日ぜひ聞いときたかったことで、ちょっと早口になります  
が申し上げます。

液肥の第1施設と第2施設の運転管理委託契約のことです。

今、結果として、エス・ティ・産業さんが受注していると思うんですが、これ、そもそも運転 管理を委託するってのは誰の発案、誰が言いだしたんですか。先に選択肢をいいます。現場担当 の下田さん、担当課長の古市さん、さらに上司の副町長、さらに上司の町長、この4人のうち誰 かが言いださないと、運転管理を管理委託しようって話は始まらないと思うんです。しかも、第 1施設は2年前から、第2施設は今年からですから、そんなに昔の話じゃないから、そもそも誰

が発案なんかってのは記憶にありますよね。お答えください。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。第1施設については、副町長がそうしろというか、ずっと現場はずっと来ていました。なので、それはもう健全な運転ができないということもありましたので、それで副町長のほうがやつたらどうかという話からです。私たちも、現場というか、下田のほうも、そっちのがいいということです。（「第2施設は」と呼ぶ者あり）

第2は、私が確認しました。確認しましたというか、当時——ちょっとこれも話、長くなるんですけど——当時、液肥の5年、6年って、多分、濃縮液肥ができたときで、結構、人が足りないというか、いろんなことをしなきゃいけなかったと思っています。下田と太田がいますので、どうするかという話はした記憶はあります、第2施設を。第1がもう業務委託をしていたので、どうがいいかという話はしました。業務委託をしたいということだったので、ここについては、私はもう、仕事的にもかなり2人とも負担がかかっていましたんで、どうするという話をしたら、業務委託したいということで、業務委託に至った経緯があります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 業務委託はもう太新工業やってたでしょう。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、年次点検と運転業務委託がごっちゃになりがちなんですか、私は年次点検ではなくて、運転の業務委託を聞いています。

○委員長（武道 修司君） ああ、そっちのほう。

○副委員長（宗 裕君） ですから、年次点検は期間を決めて点検に数週間来るだけですが、運転業務委託のほうはあそこに常駐して（聴取不能）。そっちの話ですよね、今。

○委員長（武道 修司君） すいません。失礼しました。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 念のため確認ですけど、第1施設に関しては副町長からの指示、今年からやっている第2施設に関しては、課長が担当と相談して、第2も委託しようという経緯ということでおろしいですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 第2については、私の考え方はどちらでもよかったでするのはあります。業務を……。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、もう時間がないんで、確認だけでいいんです。私もまとめていますか。

○委員長（武道 修司君） ちょっとすいません。答えはどっちなんですか。

○前産業課長（古市 照雄君） 第2については、2人に決めてもらいました。意向を聞きました。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、時間がないんで、次の質問します。

先ほどから問題になっている圧力ポンプの交換ですけど、それは、今、課長が一番詳しい人た  
ちって言っていた現場の作業員から、この契約書を見て証言が出たんです。これ、エス・ティ・  
産業にお金が支払われているけど、半日で自分たちが交換して直したぞと。何でエス・ティ・産  
業がお金取るんだって。しかも、詳細に写真と合う証言をいただいたんで、私はこれ、エス・テ  
ィ・産業はほぼ作業していないのは間違いないと思っています。課長は——業務日報とも合うん  
です——そういうことは一切御存じなかったということでおろしいですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 結論から言うと、一切知りませんでした。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ところが、書類を見ると、一切知らなかつたということはあり得な  
いということを説明します。

実際のポンプ交換は令和4年の10月11日、起案は10月の19日、それ以降、見積りを取  
って、契約しているのがたしか11月の16日なんです。契約書ですよ。だから、簡単な書類じ  
やないですよ。16日に契約していると。

ところが、契約書と同じ11月16日に次の起案書が出ているんです。これは何かというと、  
ポンプ交換が終わったので、終わって取り外したポンプをオーバーホールしてよろしいかという  
起案書が出ているんです。これ、11月の16日です。圧力ポンプの交換作業の契約日と同じ日  
です。

その日に起案が上がっていて、冒頭だけ読みます。「標記のことについて、先日、液肥散布用  
クローラー、コマツの圧力ポンプが故障しましたが、町で予備品を準備していたため、付け替え  
て液肥散布ができました」って、もう完了したった報告が上がっている日に交換の契約をしてい  
るんです。

これ、書類の内容は確認して判をついているはずですから、契約に関しては、既に終わっている  
ということを認識しながら虚偽の公文書を作成したということ以外はあり得ないと思っている  
んです。現場は見に行く暇ないって言っていましたから、書類だけは内容確認しているんだと思  
いますけど、もう明らかに虚偽公文書を作らない限りはつじつまの合わない内容になっているん  
で、この辺も、報告も受けていない、起案書の文章も読んでいない、ただ言われるまま判をつい  
ていたという答弁に聞こえるんですけど、今までの説明はそういうことですか。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） すいません。自分が文書では確認しています。上がってくれば、起案も見ます。決裁します。そのときに、それが前後でいくのか、日にちの関係とかもありますんで、その前後でこっちが先でこっちが後かとかという、さっき言った起案があつて契約とかということも含めて、全体的に物事を見て、この件についてはこう、時系列で決裁をして、さっき言った1と2、1と2というか、それがもう全くその書類単体で見てていますんで、そこについては整合性というか、前後がどうなっていたかまでは見ていないかったと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、書類を見ていなかつたって言い訳をされるんですけど、そうすると、課長権限で発注している分に関して、起案書が上がってき、見積りが出てきて、契約して、完了検査まで御自身でなさっているんですけど、上がってきた書類に判をつくだけで、起案以降の進捗状況の報告とか相談とか、そういうのは一切受けないんですね。上がってきた書類を見るだけってことですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 書類については、私自身が現場には行っていませんので、書類で上がってき、書類を確認して、それが時系列で——時系列というか、書類で確認して、それが、履行確認のときも、添付された書類が何がついている、そいつたものを確認して、最後、履行確認の決裁をしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 一番問題にしているのは、まさに時系列、日付なんです。そこがむちゃくちゃでつじつまが合わないと思っているんですけど。

つまり、これらの2つの一番合理的な解釈は、先に工事が終わっていて、後から書類を作ったことは関係者全員分かっていて、それが分かっていて書類の決裁をしているというふうに解釈すると一番合理的なんんですけど、今、証人がおっしゃっているのは、日付のつじつまの合わないのは、別々に見ているから気づかなかった。両方並べると指摘のとおり明らかだけど、別々に見ているから分からなかった。だから、自分は一切何も知らなかったという答弁に聞こえるんですけど、そういうことでよろしいですか。イエスかノーでお答えください。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） ノーです。その理由。いいですか。違う。

○副委員長（宗 裕君） ノーであればノーの、イエスならば何も追加で聞くことなかったんですけど、ノーであればその辺の経緯。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ノーであれば、その辺の詳しい説明をしてください。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。書類は……。

もう一回、すいません。何やったですか。ごめんなさい。もう一回お願いします。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 2つの起案書や決裁文書、契約書の日付を2つ並べてみればつじつまが合わない、矛盾するんですから。だから、先に工事が終わっていて、後づけの契約書類作っているのは明らかじゃないですか、2つ並べれば。それを、2つ並べてみてなくて、別々に決裁上がってきたから気づかなかつたとおっしゃったのに関して、気づかなかつたことはない、ノートおっしゃったんで、気づいていたって今証言されたんですから、気づいているんなら、何でこんな事務処理をしたんですかと聞いているんです。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） すいません。書類については、現場というか、まず、言ってる分については、書類が、現場で修繕ができます、あります、発生しました、それは最初から事案が発生したときに連絡あります。連絡があつて、そのときにこういった事案があつて壊れた、そこを修繕してくれ、修繕したい、じゃあ、いいよ、修繕という話になります。その後に、書類は後で出てくる。先に先行して現場で作業入りますんで、その後に書類が上がってきます。上がってきたときに、その確認はします。上がってきたときに、起案であつたり、契約書であつたり、履行確認であつたり、その都度、書類は確認しています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の説明は、法律や規則を無視して、書類のないまま、口頭のやり取りだけで先に業者に発注して、書類は後から作るから、日付に関してはつじつまが合わないと。だから、書類は後から作っている。先に課長が口頭だけで指示をして、もう業者に発注して修理は完了している。書類は後から作っているから、日付のつじつまが合わないという説明なんですが、それで間違いないですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） すいません。今、整理できました。そうです。

一言付け加えさせてもらえるんやつたら……。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） すいません。（聴取不能）。あえて、もう現場ありきというか、建物ありきなんで、建物で、要は施設を稼働させなきやいけないので、先に修繕はしています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、ある程度整理して質問お願ひします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やつと納得いく答弁が出ました。つまり、手続や書類は無視して、

先に業者を決めて発注しているということですから、それならば、つじつま合わないの、よく理解できる。

だとすると、重大問題がありますよね。業者選定が適正なのかというのは、全然書類も手続もなしに、課長と現場の担当者が、多分電話か何かなんでしょうけど、やり取りして、適当にルールを無視して決める。先にやってもらっているんですから、後から出してもらう見積書自体がもう無意味じゃないですか。業者の言い値でやるしかない。

それと、この起案書を見ると、設計価格ということで、工事を着手する前の財務規則上、地方自治法上の予定価格も書いてあるんですよ。これも業者の言い値の虚偽を適当に書いているという。つまり、うちの町役場では、書類は無視して、現場の都合を優先して、常にルール無視の手続をやっているという証言だったんで、そういうことでよろしいですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 古市です。先ほど言われた現場、ルール無視といったところを意識して、していたことではないです。ルールをもう最初から破ってしようということではなくて、要は修繕を先行しなきやいけないといったところがありますので、それから始まっています。だから、もうあえてルール無視をしようといったところで、要は……。

○副委員長（宗 裕君） これはいいです。もう何か答えになっていない。ルール無視じゃない。

○委員長（武道 修司君） ほかにはもういいですか。

○副委員長（宗 裕君） 正直に答えてもらったんで、十分です。

○前産業課長（古市 照雄君） 結果として、物事の順番でいったら、やっぱり、これも前回も私言ったと思うんですけど、先に起案取って、全部終わって修繕すればいいんでしょうけど、そこが、早く直さなきやいけない、止まれないといったところがあるので、書類については後づけ——という言い方が適正かどうか分かりませんけど——です。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、今のを前提に聞かせてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、もうこれを最後にしてください。一応、もう時間も。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、圧力ポンプの交換に関しては、作業日報や証言等から先に終わっていることが明らかってことで追及させてもらったんですけど、今の答弁を聞くと、液肥センターでは先に工事をやっているのがほかにも多数あるという説明に聞こえるんで、現場を優先して、ルールを無視して、書類は作らずに、先にやっているのが多数あるということでおろしいですね。

○委員長（武道 修司君） 古市証人。

○前産業課長（古市 照雄君） 先ほども、繰り返しになりますけど、現場で実際に修繕しなきや

いけない事案というのは、止まったときとかも本当にあります。であるので、そのときに、じゃあ、今言われた圧力ポンプがどうなのかというのは別として、実際に修繕するときには、先に修繕して、後で書類ができるてくるというのにはあります。

その件数が何件あってとかというのは分かりませんけど。

○副委員長（宗 裕君） 皮肉を言うと、分からぬぐらいある。

○前産業課長（古市 照雄君） あっています。

○委員長（武道 修司君） すいません。ちょっと時間がかなり押していますんで、これで本日の質問は終了したいと思います。

古市証人、今日はすいません。長時間になって、大変申し訳ございません。私の運営が悪くて、大変御迷惑をおかけしました。

ただ、我々も分からぬことが多いと書類で判断をしています。その書類がつじつまが合わないということで質問させてもらっていますんで、ちょっとこのような形になったかと思いますが、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

前回もお話ししたように、事務処理に関しては、我々にしてみては不明瞭なところがまだまだたくさんあります。理解できないところもたくさんあります。そういうことで、今、調査をしていますんで、何とぞ御理解の上、今後もまた調査に御協力いただければというふうに思いますんで、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は大変長い時間、大変御迷惑をおかけしました。私の運営が悪くて申し訳ございませんでした。本日は大変どうもありがとうございました。

ここで一旦休憩といたします。その後にまた事務打合せをしたいと思いますんで、委員の皆さんには4時5分に再開といたします。お疲れさまでした。一旦休憩といたします。

午後4時01分休憩

午後4時08分再開

○委員長（武道 修司君） （中断）私の運営が悪くて大変申し訳ございません。

その他で、報告というか、私のほうから何点か相談があります。

中間報告書を9月の2日の本議会において、冒頭で議長からの諸般の報告が終わった後に特別委員会からの報告という形で中間報告をしたいと思います。

中間報告書の原本はある程度はできて、今チェックをしていただいておりますが、今、資料請求をしている今日付の分までを全て中間報告書に載せたいなと思いますんで、今晚中に私が中間報告書を最終的なものを作り上げます、原案を。皆さんにお送りしますんで、LINEで多分送れるんじゃないかなと思います。もしLINEで送れない場合は、明日朝一番に事務局のほうか

ら皆さんに渡せるように準備をしたいと思います。そこで、ワードとかですると、また修正とか何とかでみんながばらばらになったりしたら困りますんで、PDF化にして、PDFで送れたらなというふうに思っています。

その分のチェックを、土日が間に挟んで、ちょっと大変皆さんには御迷惑かけますけど、来週の月曜日、1日の朝一番ないしできれば10時ぐらいまでに加筆・修正があればお願ひをしたい。その後に加筆・修正をして、1日の午後に最終的な中間報告書を作り上げたい。それからちょっと事務局のほうで印刷をかけていただいて、議員の14人分、それと執行部側に、執行部、町長宛てに、正式な分で中間報告書の送付を1部します。それと別に、町長、副町長、教育長、企画財政課長、総務課長に5部、約20部、事務局も必要になると思いますんで22から25部の間、書類を作りたいと思いますんで、そういうふうなスケジュールで、皆さんには負担をおかけしますけど、そういう形で御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

中間報告書についてはよろしいですか。（「委員長、質問があります」と呼ぶ者あり）  
すいません。それと、もう一点忘れていました。

それと、皆さんにも通知しましたように、9月の2日の9時半に特別委員会を開催します。そこで中間報告書の決定をします。委員会で決定をしないものを中間報告書として出すというちょっと問題がありますんで、9月の2日の9時半に集合してください。そこで中間報告書の決定、中身に関してはもう見ていただいているんで、決定でいいかどうかという確認だけです。だから、時間はかかりません。9月2日の9時半に集合をお願いをしたいというふうに思います。

宗委員、質問。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 単なる質問です。

今の流れは、もう既に議運で了承を受けたものという認識でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 昨日の議会運営委員会で、諸般の報告の後に特別委員会からの報告を入れる、その後に町長からの通常の報告事項がありますんで、その間で特別委員会からの報告ということで、私から報告したいというふうに昨日の議運で決定をしています。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、飲み込みが悪くてごめんなさい。議会初日ってのは、まず町長の諸般の報告があるんですか。

○委員長（武道 修司君） いや、議長の諸般の報告。まず最初に……。

○副委員長（宗 裕君） 発言者で言ってください、順番。

○委員長（武道 修司君） まず一番最初に議長から開会しますよというか、本日の会議を開きますというふうな話をして、その後に町長から行政報告があります、一般的なですね。その後から、今度、議長からその日の議案の中身とか監査の報告があって、それが諸般の報告です。その諸般の報告の後に特別委員会の報告をします。その後に、議案書にも載っている報告第3号、4号、

5号とありますけど、それがその後に町長のほうから報告という形で上がってくるというふうな流れです。（「監査委員さん（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

監査委員の発言は、全ての決算、認定の提案が全て終わります。特別会計から上下水道まで全て終わった段階で、監査委員さんから監査報告がそこであります。（「議案の上程のとき」と呼ぶ者あり）上程が終わって、全てが終わった後に監査委員さんからの報告です。（「丁寧な説明ありがとうございます」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
という流れで行きたいと思います。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） 中間報告については以上の方向で進めていきます。

それと、次の証人喚問です。

9月3日で、午前中が宇多村君、午後からが田村君の2人を証人喚問いたします。

住民生活課の柴田さんについては、まだ調整中です。

それと、8日月曜日は、午前中が副町長、午後からが町長という流れです。

もう一つというか、次が9月の12日金曜日に太新工業株式会社の社長と秋吉さんという担当の方をということで、今、予定をしています。太新工業については、今、局長のほうから調整をしていただいているんで、12日なのかどうかというのは、ちょっとまだ微妙な、最終的な決定事項ではありません。

証人喚問については、今日、2時間半という状況を考えると、これはちょっと証人喚問としてはあまりよくないかなと。やはり1時間程度。1時間、（聴取不能）1時間半というぐらいにちょっとやっぱり整理しとかないといけないなというふうに思いますんで、次回の証人喚問等については、前もって打合せなり、対応を考えながらやっていくべきかなというふうに思いますんで、また皆さんと御相談をしながら進めていきたいと思います。

内容について、時間的な配分を見よって、私もちよつと長かったかなと思って反省をしています。流れの中で整理をしていきながら、1時間ぐらいをめどに終われるようにちょっと準備をしていきたいというふうに思いますんで、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

皆さんのほうから何かありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 自分の質問も絞っていない部分もあって反省しているんですけども、今回、返答、説明等が質問に対して倍、3倍ぐらいの時間かかるって、その辺もこっちで切らせてもらえるなら切ってもよろしいんですか。

○委員長（武道 修司君） いいと思います。（「同じことを何回も何回も（聴取不能）」と呼ぶ者あり）そこは、私のほうに言ってください。私のほうで整理をしていきたいと思います。

ほかに、全体を通じて何かありますか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 清掃センターの柴田さんは調整中ってことですけど、可能性としては3日に来ていただける可能性もまだ残っているんですか。

○委員長（武道 修司君） ないです。

○副委員長（宗 裕君） もうないんですね。了解しました。じゃあ、もう別日ですね、全くの。

○委員長（武道 修司君） まだちょっと調整ができていないということなんで。（発言する者あり）予定というか、その日はちょっと難しいということで。（発言する者あり）今、調整をしてもらっています。今、局長のほうで調整をしてもらっていますんで、また決まり次第、御連絡をさせてもらいたいと思います。

ほかに何かありますか。

あと、資料請求とかで必要なものがあれば、またその都度、気づいたところあれば言ってください。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） （聴取不能）も全部、1時半、証人の分は。1時。今日は1時半やったけど。

○委員長（武道 修司君） 今日は、もうスタートが1時半やったんで。スタートが午後しかなかったから1時半になったけど、次回は午前中と午後とありますんで、職員であれば1時には来れるかなということで、1時で休憩になりますよね、午前中の分が終わったら。休憩で再開を午後1時というふうな形で持っていくみたいなというふうに思っています。

ただ、午後の出席者が1時10分からのほうがいいとか、1時半のほうがいいということになると、休憩時間をちょっとずらして、再開をちょっとずらす可能性はあります。よろしいですか。

それともう一点、私のほうからもう一つ言わないといけないのが、今日、冒頭にも言いましたけど、マイクの入りがすごく悪くて、今までの分をちょっと全部聞いて、ビデオもそうですが、ビデオも音があんまり入っていない。音声データも聞きにくいというか、もうほとんど放送事故じゃないかというぐらいの音になっている部分もあります。

それで、今日、瀬戸さんの方で、コマーレの宮本さんのほうにそういうふうな編集ができるのかということを相談をしてもらったんですけど、ちょっとなかなか難しいということで、ぎじろくセンターの方に確認をしてもらったら、ぎじろくセンターも声が聞こないと編集ができないということで、音声を上げているデータがあるみたいです。ある程度の聞き取れる音声の可能性がちょっとありますんで、明日以降になりますけど、瀬戸さんの方からぎじろくセンターの方に、そのデータをもらうように今ちょっと依頼をかけています。

それが来た段階で再度、私のほうでユーチューブ用に編集をしてみたいなというふうに思いますんで、ちょっと今の段階で、どのような形で、まだユーチューブ上げられるかどうかという結

論が出ていないんではつきりとしたことは言えませんけど、それが来次第、私のほうでちょっと頑張ってみようかなというふうに思いますんで、結果はまた来週の2日の日には皆さんに報告ができるようにはしひきたいというふうに思います。

以上です。（「ちょっと蛇足ですけど」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） こうしゃべると全然入らなくて、この延長線にないと入らないんですね。ちょっとでも軸がずれると駄目ですね。

○委員長（武道 修司君） 立てても駄目やし。

○副委員長（宗 裕君） こうやってしっかり向けとかんと駄目ですね。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） このパターンじゃないと入りにくいというのがあるみたいですね。（「逆に、雑音拾わんようにそうしとるんやけどね」と呼ぶ者あり）じゃないかなと。（発言する者あり）

昔、アナログというか、旧の庁舎のときのマイクは案外と入っていたんですよね、まだ。ところが、この庁舎になって、新しくなって、いい機械を入れていただいたのに入らないというので、そしたら、デジタル化しているもんで入りにくいようになっているようです、ほかのものを拾わないとか。（発言する者あり）新しいです。この庁舎で初めてから入れたやつです。（「委員長、ちょっと実験させてもらってもいい」と呼ぶ者あり）

すいません。ちょっと一旦ここで、もう終わっていいですか。何かあればですけど、なかつたら、もう。（「終わりましょう」と呼ぶ者あり）終わっていいですか。

以上をもちまして、第14回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後4時21分閉会

---